

この「研究レターHem21オピニオン」は当機構の幹部、シニアフェロー、政策研究プロジェクトリーダー、上級研究員等が研究活動や最近の社会の課題について語るコラム集です。

(「Hem21」は、ひょうご震災記念21世紀研究機構の英語表記である Hyogo Earthquake Memorial 21st Century Research Institute の略称です。)

発行：(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター ☎078-262-5713 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2(人と防災未来センター)



子どものマルトリートメントと体罰禁止

兵庫県こころのケアセンター 亀岡 智美

子どものマルトリートメントとは、18歳未満の子どもに起こる虐待やネグレクトのことである。これには、あらゆる種類の身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、搾取などが含まれ、子どもの健康、生存、発達、尊厳に対する実際的な危害をもたらす、あるいは、危害をもたらす可能性のあるものが含まれる(WHO)。これらの行為は、わが国においても、いくつかの法律で禁止されているが、たとえば児童相談所における虐待相談対応件数はすでに16万件を突破しているのを見て明らかなように、現段階においても大きな社会的問題となっている。

一方、世界に目を向けると、2歳から4歳までの子どもの4人に3人近く、つまり3億人の子どもたちが、養育者の手で体罰や心理的暴力を定期的に受けている。また、女性の5人に1人、男性の13人に1人が、0~17歳の子どもの頃に性的虐待を受けたことがあると報告している。また、マルトリートメントによる子どもの死亡のかかなりの割合が、転倒、火傷、溺死など、その他の原因によるものと誤認されている可能性が高いことも指摘されている(WHO)。わが国でも、子どもの不慮の事故は、18歳までの子どもの死因として上位に位置しているが、この中に子どものマルトリートメントによる死亡が含まれている可能性が高いと考えられている。

このような状況の中で、「子どもの権利に関する条約」が今から約30年前の1989年に国連総会で採択され、翌年の1990年に国際条約として発効された。この条約では、養育者による「あらゆる形態の身体的もしくは精神的な暴力、侵害もしくは虐待、放任もしくは怠慢な取り扱い、性的虐待を含む不当な取り扱いまたは搾取から子どもを保護するために、あらゆる措置をとる」ことが定められている(第19条)。この条約への締約国(地域)は、2019年2月現在で196となり、国連の加盟国・オブザーバー国で条約を締約していない国は米国のみとなった。わが国は、1994年にこの条約に批准(158番目)していたが(日本ユニセフ協会)、それから長い時を経て、2020年4月に、児童虐待防止法が改正され、「児童のしつけに際して体罰を加えては

ならない」ことが明記された(第14条第1項)。

近年の報告では、軽微な体罰であっても、成人期のアルコール使用や薬物使用、自殺未遂などのリスクを高めることが報告されている(Affi et al., 2017)が、世界で初めて体罰を禁止したスウェーデンでは、禁止前には日常的に行われていた体罰が、2000年以降は数%に激減し、体罰が子育てに必要であると信じている親がいない唯一の国となっている(2000年国連調査)。また、フィンランドでは、体罰の減少と子どもが殺害される事件の減少との間に関連が見られることが報告されているし、ドイツでは、体罰の減少とともに、若者による校内暴力が減少し、DVによって身体的傷害を負った女性の割合が減少したことが報告されている(子どもすこやかサポートネット)。一方、2017年のセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査では、わが国の約2万人の成人を対象とした調査で、約6割の人が、しつけのための体罰を容認していることが報告されている。

体罰をはじめとする子どものマルトリートメントは、子どもの脳の発達を損ない、神経系や免疫系の発達を傷害する可能性がある。そして、成人期のメンタルヘルス(うつ、アルコールや薬物の使用、自殺など)や行動上の問題(暴力、喫煙、危険な性行動など)のみならず、身体健康(心臓病やがんなど)もリスクにさらされることが報告されている。それだけに、社会全体で、ポジティブな観点から子どもを育てていく姿勢が求められているのである。

亀岡 智美氏

Profile

和歌山県立医科大学卒業
子どものこころ専門医
日本児童青年精神医学会認定医
大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター客員教授
兵庫県こころのケアセンター副センター長兼研究部長

コロナ禍が突きつけた「ゾーエー／ビオス」



(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター 上級研究員 **矢守 克也**

東洋哲学が専門で東京大学教授の中島隆博氏が、新型コロナウイルス感染症について論じた「パンデミック・デモクラシー」という論考を、きわめて印象的なエピソードで書き起している。それは、「朋あり遠方より来たる」に対して、「また楽しからずや」ではなく「必ずこれを誅す」と受けるというエピソードである。今般のコロナ禍の発端地と言われる中国武漢で交わされた言葉の一つらしい。複雑な気持ちにさせられ、かつ、大いに思考が触発されるフレーズである。

今コロナ禍にあつて、イタリアの哲学者アガンベンによる「生存以外の価値を持たない社会とは何か」という問いかけをきっかけとして、多くの論者が、動物として「単に生きる」こと、つまり生存すること―「ゾーエー」―のために、その人固有の人生を人間として「よく生きる」ことや他者とともに幸せに生きること―「ビオス」―が、(政府によって)奪われてよいかをめぐって熱心に議論を交わしている。「ゾーエー／ビオス」は哲学者アレントに由来する概念である。「ゾーエー」はzooなどに通じる言葉で、他方、「ビオス」はbiologyなどにつながっていく言葉である。

感染を防ぐためには、長年連れ添った家族と最期の別れもできないのか。福祉施設にいる高齢の親と会うことすらできないのか。会えないのだとすれば、たしかに、これは「必ずこれを誅す」、つまり、「ゾーエー」の徹底による「ビオス」の破壊に見える。「命あつての物种」、「人命が奪われては元も子もない」、たしかにそうかもしれない。しかし、「感染対策」の名のもとに、多くのことや機会が奪われ、だれもが我慢と苦痛を強いられる中、「本当にこれでいいのだろうか」との疑念が社会に充満していることもまた事実である。

なぜ、このようなことを問うているかと言うと、コロナ禍があらゆるさまざまな形で提示した問いかけ、つまり、「ゾーエーはビオスより優先されるべきか」は、防災・減災分野の研究や実践に対して、長年にわたって社会から投げかけられてきた根源的課題でもあるからである。「人命」、「安全・安心」を至上命題として無反省に掲げるとき、防災・減災の取り組みは、生存すること―「ゾーエー」―のために、人間としてよく生きることや他者とともに幸せに生きること―「ビオス」―を蔑ろにする危険性いつも隣り合わせである。

ここでは、わかりやすい例として、防災教育をとりあげてみよう。鍵になるのは、学習指導要領にも掲げられている「生きる力」というワードである。率直に言って、防災教育は、この言葉

を「ここぞとばかり」利用してきたふしがある。防災教育こそが「命を守る」ことをメインミッションにしてきたのだから、一総合学習のテーマとしてかち合う環境教育や国際教育などと比べても―防災教育は優位性を保てる、というわけだ。

しかし、「生きる力」の「生きる」には、「ゾーエー」と「ビオス」の2つの側面があることを踏まえると、防災教育が「生きる力」、「命を守る」といった看板を掲げるとき、その視線がややもすると「ゾーエー」の部分にだけ矮小化されてきたことに気づく。避難訓練、ダンゴムシ、心肺蘇生法…といったお馴染みの学習項目はすべて、「ゾーエー」(だけ)を志向していると言わざるをえない。防災教育の本来の守備範囲が「安全・安心」、「命を守ること」であるがゆえに、「生きる」のうちの「ゾーエー」に没頭して、「ビオス」を等閑視してしまうという落とし穴である。

しかし、人間は、動物として生命を維持するためだけに生きているのではない。目的をもって生き、人と喜びを分かち合いながら生き、ときには一緒に涙を流しながら生きている。そして、考えてみれば、これまで「優れた防災教育」として名が通っているものには、「ビオス」を同時に伴っているもの、つまり、その防災教育を通して、人命の確保という直接的なターゲット以外の部面―たとえば、一人ひとりの子どもの個性が輝きだす、高齢者、障害者、外国人など、社会の多様な構成メンバーへの感性が高まる、人前で話す力がつく、英語、算数など既存科目への学習意欲も向上するなど―への波及効果を伴っているものが多い。

コロナ禍にあつて、防災・減災の領域は、従来の対策に何を加えるべきかといった実務的な課題解決にのみ汲々としてはいられない。「遠方より来た朋」にどう向き合うのかという形で、自らが抛って立つ根本的な価値基盤―「ゾーエー」ファースト―に対する挑戦を受けている。そう自覚する必要がある。

矢守 克也 氏

Profile

1963年生まれ

大阪大学大学院人間科学研究科博士課程単位取得退学

京都大学防災研究所教授

(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構

阪神・淡路大震災記念

人と防災未来センター 上級研究員